

告示

埼玉県告示第千二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武動物公園駅西口計画（Ⅰ街区）

埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目七百一番一、二、三、四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社東武ストア 午前七時から午後九時四十五分

株式会社良品計画 午前九時から午後八時

（変更後）株式会社東武ストア 午前七時から午後九時四十五分

株式会社良品計画 午前九時から午後九時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）No.1荷さばき施設 午前七時から午後十時

No.2荷さばき施設 午前七時から午後十時

（変更後）No.1荷さばき施設 午前六時から午後十時

No.2荷さばき施設 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年九月十六日

ニ 届出年月日

令和三年八月十三日

二 縦覧期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課